

キャッシュカード規定

スルガ銀行

ゆうちょ専用支店

1. カードの利用

普通預金(総合口座の普通預金を含みます。以下同様とします。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社が現金自動預入支払機(以下「ATM」といいます。)の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関(以下「払出提携先」といいます。)のATMを利用して普通預金を払い戻す場合、および総合口座取引の当座貸越を利用して普通預金を払い戻す(以下、普通預金を払い戻すこと、当座貸越を利用して普通預金を払い戻すことを単に「預金の払い戻し」といいます。)場合。
- (2) 当社および当社がATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関(以下「預入提携先」といいます。)のATMを利用して普通預金に預け入れる場合、また総合口座取引の普通預金について発行したカードについては、当社のATMを利用して総合口座取引の定期預金に預け入れる(以下、普通預金に預け入れること、総合口座取引の定期預金に預け入れることを単に「預金の預け入れ」といいます。)場合。
- (3) 当社のATMを利用して預金の払い戻しを行い、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預け入れる(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合、および総合口座定期預金の自動解約予約をする場合。(定期預金の解約については、一部、お取り扱いできない場合もあります。)
- (4) 当社のATMを使用して、普通預金から払い戻して振込を行う場合。(以下「振込」といいます。)
- (5) その他当社が定める取引。

2. ATMによる預金の預け入れ

- (1) ATMを使用して預金を預け入れるときは、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。入金方法としてつぎのがあります。
 - ①カードのみによる入金
 - ②通帳のみによる入金
 - ③カードと通帳を使用しての入金
- (2) ATMによる預け入れは、ATMの種類により当社(預入提携先のATM使用の場合は、その預入提携先)が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、一回あたりの預け入れは、当社(または預入提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. ATMによる預金の払い戻し・振込

- (1) ATMを使用して預金を払い戻すときまたは振込を行うときは、ATMにカードを挿入し、届出の暗証と金額等をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払い戻しは、当社(提携先のATM使用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。またATMによる1回あたりの振込についても当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払い戻しは当社所定の金額の範囲内とします。
ただし、当社が指定した機種種のATMを預金者が自ら操作して、つぎの利用項目を変更することができます。
 - ・1日あたりの払い戻し限度枠の減枠
 - ・1日あたりの振込・振替限度枠の減枠なお、都合により増枠・増額または停止等の解除を希望される場合は、取引店窓口での手続となります。
- (3) 当社および提携先のATMによる払い戻し、または振込を行う場合に、払戻金または振込金と4. の

手数料金額との合計額が、払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、払い戻すことができません。

- (4) ATMの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ATMでのこの振込の取消はできません。取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に振込を行ったATM設置店の窓口に出してください。この場合は、組戻し手続により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. 自動機利用手数料等

- (1) 当社のATMを使用して当社の定める時間外に預金を払い戻す場合は、当社の定めるATM利用手数料を支払ってください。提携先のATMを使用して預金を払い戻す場合には、提携先の所定のATM利用手数料を支払っていただきます。ATM使用の手数は、預金の払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の手数料については、当社から提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して振込を行う場合には、当社または提携先所定の振込手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払い戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

5. 代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込

- (1) 代理人(預金名義人の配偶者。)による預金の預け入れ、払い戻しおよび振込を行う場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当社は、代理人のためのカードを発行しません。
- (2) 代理人カードによる振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は預金者本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

6. ATM故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等によりATMによる預け入れができないときは、当社本支店窓口の営業時間内においてカードによる預金の預け入れができます。
- (2) 停電・故障等によりATMによる払い出しができないときは、窓口営業時間内において、当社がATM故障時等取扱いとして定めた金額を限度として、当社本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しおよび振込を行うことができます。なお、提携先の窓口および提携先カードでは、この取扱いはしません。また、営業店以外に設置しているATMが停電・障害等により払い出しができない場合であっても当社は、その責任を負いません。
- (3) 上記(2)による払い戻しを受ける場合または振込を行う場合には、当社所定の払戻請求書におなまえ、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。口座から出金する際に当社の窓口を設置してある暗証入力機から届出の暗証を入力していただきます。なお、振込の場合には、他に当社所定の振込依頼書に必要事項を記入し提出してください。

7. 一体型カードによる預金の預け入れ・払い戻しおよび振込等

- (1) JCBカード・Visaカード(以下「クレジットカード」といいます。)と一体型のカードは、通常のカードと同様に預金の預け入れ・払い戻し・振込等ができます。また、カード使用とクレジットの使用は、区別を間違いないよう注意してください。使用相違による損害については、当社は責任を負いません。
- (2) クレジットカードの使用については、クレジットカード規定に定める規定によるものとします。

8. Jデビットサービス機能

当社発行のカードは、すべてJデビット機能が付加されております。また、Jデビットカードの機能が必要ない場合は、窓口で機能を停止することができます。

9. カードによる預け入れ・払い戻し金額等の通帳記入

- (1) カードにより預け入れた金額、払い戻し金額および4. による手数料金額の通帳記入は、通帳を当社のATMおよび通帳記入機で使用されたときまたは当社本支店の窓口で提出されたときに行いま

す。

- (2)カードによるご利用その他通帳への未記入が当社の定める件数を超えた場合は、入金、出金を合計して表示し、別途、取引明細を郵送します。

10. カード・暗証の管理等

- (1)当社は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。当社の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号および他人に推測されやすい番号等の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。
- (3)カードの盗難にあった場合には、当社所定の届出書を当社に提出してください。

11. 偽造カード等による払い戻し等

- (1)偽造または変造カードによる払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察署への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。
- (2)前項の規定は、個人のお客さまを対象とします。
- (3)上記(1)前段の除外事由に該当し、払い戻しの効力が生じる場合および法人等のお客さまの場合には、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。

12. 盗難カードによる払い戻し等

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること。
 - ②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ①当該払い戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた払い戻し

C. 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

- (5) 上記(1)および(2)の規定は、個人のお客さまのみに適用されるものとし、個人以外のお客さまの場合は、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。
- (6) 前5項の規定により、補てん対象とならない場合であっても、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」により補償される場合があります。

13. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを紛失した場合は、ただちに電話または当社所定の書面により当社に届け出てください。また電話の場合は、後日、当社所定の書面により当社に届出てください。
- (2) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の書面により当社に届け出てください。
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) カードの再発行にあたっては、当社の定める手数料をいただきます。

14. ATM への誤入力等

ATMの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、預入提携先・払出提携先・振込提携先のATMで預金の預け入れ、払い戻しまたは振込を行った場合の預入提携先・払出提携先・振込提携先の責任についても同様とします。

15. 解約・カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。なお、当社普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第、ただちにカードを当社に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が停止すべき事由がなくなると判断したときに停止を解除します。
- ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することができません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定、スルガカードローン規定、当座貸越規定、クレジットカード規定により取扱います。なお、振込提携先のATMを利用した場合には、当社振込規定にかえて振込提携先の振込規定により取り扱います。

18. 規定の変更

- (1) 当社は、本規定および本規定に関し当社が別に定める事項について、お客さまに通知することなく変更することがあります。なお、当社は、これらの事項について当社ホームページに掲載します。

(2)本規定の変更日以降は変更後の内容にて取り扱うものとします。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社はいっさい責任を負いません。

19. 準拠法

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当社本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上
(2014年1月5日現在)